⑵　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量（前年産と当年産の食糧用大麦及びはだか麦のうち、当年度内に市場に流通する量）

平成30年度の国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量は、平成30年産の国内産食糧用大麦及びはだか麦の供給量に、年度内供給比率（注3）を乗じ、さらに、平成29年産国内産食糧用大麦及びはだか麦の在庫量を加えて、11万トンと見通します（表６）。

（注３）当年産の供給量のうち、当年度内に生産者から実需者に引き渡される数量の割合。平成29年産について、実需者から提出された平成29年産麦の購入計画から算出し、平成30年産については、前年産と同数としている。

表６　国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量の推移

（単位：万トン）

年産	食糧用大麦及びはだか麦の供給量 ①	うち年度内供給量 ②	年度内供給比率 ②／①	次年度繰越（在庫） ①－②
平成25	11	4	35.2%	7
26	10	3	31.1%	7
27	10	3	25.2%	8
28	9	3	30.4%	6
29見込み	11	4	37.7%	7
30見通し	11	4	37.7%	
		30年度流通量見通し		11

注：１）国内産食糧用大麦及びはだか麦については、上記の流通量11万トンのほかに生産者団体とビール会社との契約栽培により国内産ビール大麦６万トンが供給される見込みである。

２）四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないことがある。

２－３　外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量

平成30年度の外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量は、同年度の食糧用大麦及びはだか麦の総需要量34万トンから国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量11万トンを差し引いて24万トンと見通します（表７）。

２－４　外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量（政府からの販売数量）

平成30年度の外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量は、外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量と同量の24万トンと見通します（表７）。

なお、飼料用大麦の輸入については、別途、農林水産大臣が定める飼料需給計画に基づき行います。

表７　平成30年度の食糧用大麦及びはだか麦の需給に関する見通し

（単位：万トン）

総需要量	A	34
国内産食糧用大麦及びはだか麦の流通量	B	11
外国産食糧用大麦及びはだか麦の需要量	C＝A－B	24
外国産食糧用大麦及びはだか麦の輸入量（政府からの販売数量）	D＝C	24

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないことがある。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８２号

滋賀県近江八幡市宮内町115番地１（２―207号）、前住所滋賀県近江八幡市土田町964番地４、（前々住所）滋賀県甲賀市甲南町新治1111番地

債務者　山口恵梨香（旧姓柴田）

１　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１１号

滋賀県東近江市宮荘町500番地８

債務者　川元　秋穂（旧姓山梶）

１　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１２号

滋賀県彦根市松原町3679番地15

債務者　安藤　　裕

１　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１６号

滋賀県蒲生郡日野町松尾121救護施設ひのたに園、住民票上の住所滋賀県彦根市正法寺町480番地66

債務者　米谷　秀男

１　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第２７号

香川県高松市勅使町828番地１　205

債務者　三好　昭司

１　決定年月日時　平成30年４月２日午前11時15分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５号

茨城県鉾田市鉾田685番地　すずらん荘16号室、前住所茨城県鉾田市安塚1541番地２　安塚アパート201号室

債務者　横田　裕也

１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで　水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第６号

茨城県鉾田市鉾田685番地　すずらん荘16号室、前住所茨城県鉾田市安塚1541番地２　安塚アパート201号室

債務者　横田愛理佐

１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで　水戸地方裁判所